

政策評価懇談会（第21回）議事要旨

- 1 日時：平成21年3月3日（火）10:00～12:10
- 2 場所：法務省第一会議室
- 3 出席者：（委員）立石座長，川端委員，田辺委員，中村委員，前田委員，山根委員，六車委員，渡辺委員（法務省）小津事務次官，稲田官房長，黒川官房審議官（総合政策統括担当），宇川官房参事官（総合調整担当），名取官房参事官（予算担当），松本官房付，駒方課付，岩田政策評価企画室長補佐，各局部課担当者
- 4 概要：以下について，事務局から説明した後，委員に意見を求めた。
 - 法務省における施策の実施状況等について
 - 「法務省政策評価に関する基本計画」の見直しについて
 - 「法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年度）」の見直しについて
 - 「法務省事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」の策定について
- 5 主な意見・指摘等
 - 法務省における施策の実施状況等について
 - ・法テラス・コールセンターにおいて個別の弁護士を紹介する際，どういうところで精通弁護士というふうに評価しているのか，あるいは，どういうところでこういう弁護士がいいんじゃないかということを決めているのか。
 - ・効果的な広報を実施することによって，どの年も10月あたりだけ成果が高くでているが，成果の高くなる広報を年2回でもできるのであればもっと続けてほしい。
 - ・民間と組んでいろんな施策を打つときに，予算の裏付けがないと前に進まない部分があると思うので，「刑務所出所者等に対する社会復帰支援」施策については，もっともっと強気で予算を主張してほしい。
 - 「法務省政策評価に関する基本計画」の見直しについて
 - ・先般，「事後監視型社会」という用語を「事後チェック型社会」に改めたのだから，政策体系にもそれを反映させるべきではないか。
 - 「法務省事後評価の実施に関する計画（平成20年度）」の見直しについて
 - ・「法務に関する研究（再犯防止に関する総合的研究）」について，研究の目的からすると，「再犯者に対するインタビューをする」といった調査方法も考えられるところ，そうではなく，「もっぱら統計を細かく分析する」という方法を選ばれたのはなぜか。
 - ・全体について，相変わらず分かりにくい文章，読みにくい文章が散見される。基本に戻って丁寧に，主語，述語，それから受け身に書いてあるときは，逃げて受け身に書いていないか，能動態でちゃんと書けるところはちゃんと能動態で書くべきである。
 - ・「裁判員制度啓発推進事業」について，私の周囲の話を聞くと，裁判員として参加することについて「やっぱり応諾したくない」という人が比較的出てきているが，「応諾率」の現状の数字はどのくらいか。また，実施までに時間が少ないだけに何か思い切った施策を打たないと，いわゆる目標値が到達できないのではないと思うが，そのあたりをどのように考えているのか。
 - ・「検察権行使を支える事務の適正な運営」について，達成目標3である「検察に関する広報活動」の実績数値は，平成18年度にいきなり増加している。広報活動を何回やったかという際に，何をカウントするのかによってこの数値は全然違ってくるのではないと思うが，何をもって一回の広報活動というふうにカウントしているのか。
 - ・「検察権行使を支える事務の適正な運営」について，その達成目標2の目標値を見ると，過去の実績で研修を有意義とする回答が減っているが，これについて何か分析されているのか。
 - 「法務省事後評価の実施に関する計画（平成21年度）」の策定について
 - ・「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について，指標の立て方として，ADRは平成19年度から実施されており，3年度目になるということなので，むしろADRの機関の認証数よりも，具体的にどのくらいADRが使われているのかという生の数字を持ってきた方がよろしいのではないか。
 - ・「矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備」について，達成目標を「管区機動警備隊の訓練実施状況」としており，その目標は「前年度の実績を維持」としているが，警備隊の訓練実施状況を維持することが，どのような構造の中で，全体の職務執行力の向上につながっていくのか。